

平成28年度食料・農業・農村政策審議会第2回畜産部会

「意見の概要」

I 基本的な事項

- 食肉や牛乳乳製品は高齢者にとっても重要なタンパク質供給源であり、価格や供給の安定を図ることが重要。
- 畜産・酪農の経営安定の制度は国内の食料の安定供給という食料安全保障の面でも効果があることについて情報発信が重要。
- 酪肉近の進捗管理と評価が重要であり、畜産部会で検討を行うべきではないか。また、乳業再編等についても検討すべき。

II 酪農・乳業関係

- 加工原料乳生産者補給金について生産者にどのような効果があったのか効果測定が必要ではないか。
- 今回の補給金単価は生産者に対して増産へのメッセージとなる。
- 酪農の家族経営において、女性の労働環境を踏まえ、その労働の時間や質について、適切に評価すべき。また、女性の労働に関するデータの収集に努めるべき。
- 加工原料乳生産者補給金の単価算定における副産物価格の評価期間、労働の評価替えは適切であると評価。
- 加工原料乳生産者補給金制度の見直しに当たっては、生乳の需給調整機能が損なわれないよう配慮する必要がある。
- 酪農経営について、法人化が進んでおり雇用労賃の適正な評価と経営者としての労賃評価が重要。
- 加工原料乳の対象品目一本化に当たり、プール乳価の支払いについて

透明性を図る必要。

- 乳用後継牛の確保が重要であり、乳用牛からの肉用子牛と乳用子牛の生産のバランスを取るための取組が重要。
- 酪農生産基盤の回復のためには、生産者、乳業者が協力して取り組むとともに国からの支援も必要。
- 今後の加工原料乳補給金制度の見直しに当たっては、関係者との十分な意見交換を行い、より良い制度とする必要。
- バターが安定供給されていることを消費者へ情報伝達するため、複数の政府機関が連携して流通状況を把握し、情報提供することが重要。

Ⅲ 食肉関係

- 肉用子牛の価格が低迷した場合に備え経営安定対策の充実が必要。
- 食肉処理場、食肉小売業等のH A C C P手法による衛生管理の義務化の議論に対応し情報提供と支援が必要。
- H A C C P手法の義務化について、許認可に関する手続等、現場に不安があるので、適切な情報提供等が必要。
- 牛肉については、消費者が納得できる価格で供給するため、国内肉用牛生産の拡大につながる施策の実施に努めるべき。
- 肉用牛生産や養豚生産について、出荷まで長期間を必要とすることから、将来の不安に対応したマルキン等経営安定対策の拡充が必要。
- おいしい国産食肉を適切な価格で供給するとともに、エサ等を工夫した特色ある生産に取り組むことが重要。

Ⅳ その他

- T P P発効については不透明であるが、力強い生産を維持していけるよう引き続き支援することが必要。

- 日EU・EPAについて、重要品目に影響が生じないように配慮することを求める。
- 省力化に向けてICTの活用等の技術開発も必要。
- 地震や台風等災害が増加している実態を踏まえ、事前の備えとしての対策が必要。
- 畜産クラスターの予算額を引き続き確保することが必要。
- インバウンドやアウトバウンドの動きがある中、防疫対策の強化が必要。